

日本中世における文人政治と武人政治

上横手 雅敬

皇學館大学

はじめに一問題の提起

12世紀後半を契機とする日本の古代から中世への推移については、一般に公家政治（貴族政治、文人政治）から武家政治（武人政治、封建制）への転換と見られている。この問題に関する学説史を素描するためには、近代以前の日本における封建制理解にまでさかのぼらねばならない。

日本で最初に用いられた封建制概念は、中国的（儒学的）概念である。その場合、国家組織は封建制と郡県制とに分けられる。封建制は中国周代に行われ、天子の下で、諸侯が土地を分割領有し、領内の政治の実権を掌握する政治形態である。これに次いで、紀元前3世紀に秦の始皇帝が郡県制を始めて以後は、中国ではおおむね郡県制が行われた。郡県制とは天子が全国を直轄し、郡・県などの地方行政区画を設け、中央から地方官を派遣して治める政治形態である。封建制・郡県制に関するこの考え方は日本に伝えられた。幕藩体制、すなわち、江戸幕府と諸藩の政治体制は、中国の封建制に似ていると考えられ、その源流をさかのぼって、鎌倉幕府以後、江戸幕府までを封建制と呼ぶようになり、それ以前の奈良・平安時代、すなわち律令制の時代は郡県制とされた。郡県制は官僚制的、封建制は主従制的といってもよい。

20世紀初頭以来、日本の学者はヨーロッパの封建制概念に接することになった。土地給与制と主従制との結合を封建制（Feudalism, Lehnswesen）とするヨーロッパの封建制概念は、容易に中国・日本流の封建制概念と結びついた。さらにそののち日本の学界で盛んになった史的唯物論も、この結びつきを助長した。史的唯物論では階級社会は奴隷制、封建制（農奴制）、資本制の3段階に分けられるが、これがそれぞれ古代（奈良～平安、郡県制）、中世（鎌倉～江戸、封建制）、近代（明治以後、郡県制）に充てられ、定説的な時代区分が成立した。ただし、ここではこのような時代三分法ではなく、四分法を採り、「近世」を設定し、鎌倉・室町時代を中世、江戸時代を近世と呼んでいる。

さて平安時代における武士の成立は、ゲルマン社会における封建制の成立と対比された。太平洋戦争後、日本中世史の研究に指導的な役割を果たした石母田正は、在地領主制、すなわち地方武士の支配体制を「古代国家内部において発展しつつあった封建的ウクラード（Uklad, 経済制度）」と説明している（『古代末期政治史序説』,134頁）。マルキシズム史家である石母田は、史的唯物論独特の表現をとっているが、事実認識においては、伝統的な理解をそのまま忠実に受け継いでいる。古代の貴族政治（荘園体制）の内部から生まれ、貴族支配を倒し、封建制を作っていったのが、在地領主（地方における土地所有者）、すなわち武士だというのである。このような見方が、日本中世史研究の主流的な見解となり、国際的にも通説となった。こ

の時代に関する歴史像は、武士の成長、かれらによる鎌倉幕府の樹立として描かれたのである。

しかし、この見解については、第1に武士の成立に関して、第2に中世における日本の国家の理解に関して、大きな批判が生まれているので、先ずそれらについて述べる。次に第3の問題として、いま述べたような批判は、日本中世に関するある種の理解から生まれているのだから、そのような批判が生まれる根拠となった日本中世の特質について述べる。最後に第4として、武家社会（封建社会）に入っても、なお大きな役割を果たし続けた公家政治のあり方として、院政について簡単に触れることにする。

1. 武士の成立

武士と在地領主とを等置し、土地を所有し、農民を支配し、荘園の下司、国衙領の在庁官人などとして現地の管理にあたっている在地領主（地主）から武士が生まれ、かれらを源氏、平氏などの武家の棟梁が統率し、貴族や寺社などの古代的勢力と戦いながら、封建権力、すなわち武家の権力としての幕府を作り上げるという見方は、武士成立に関する領主制論とよばれ、かつてはもっとも有力な学説であった。

地方武士が中央貴族に代わって政権を掌握するという見解は、さまざまな誤解を生んだ。武士と武士との争いである源平争乱は、貴族に対する武士の勝利であるかのように見られた。また武士である限り、すべての武士を地方豪族のように考える傾向もあった。J. W. Hall、*Japan: from prehistory to modern times*は平清盛をprovincial aristocracy（地方貴族）、provincial origin（地方出身者）などと記し、かれの栄達を地方貴族出身者が上層公家や、宮廷の政治機関内部に加わったものと評価している（尾鍋輝彦訳『日本の歴史』上、144頁）。清盛のような最上層の武士までも、地方貴族（豪族）としているのであるが、このような見方は、以前は日本の学界でも見られたのである。清盛は太政大臣という国家最高の官職にのぼり、娘徳子を高倉天皇の後とし、さらに徳子と高倉との間に生まれた皇子を新しく天皇の位につけ、その安徳天皇の祖父となった。まさしく清盛は最上層の公家となり、天皇の祖父にまでなったが、しかしかれは地方豪族の出身ではなかった。概して桓武平氏は京都に住む中央軍事貴族であって、清盛も京都で生まれ、生涯の大部分を京都で送った。平氏は武士の出身であるのに、武士を裏切って貴族の生活になじみ、栄華にふけたために滅んだなどという俗説もあらわれたが、平氏はもともと中央軍事貴族であり、ただ下級貴族から最上層貴族に昇っただけであって、地方武士が政権を掌握するという劇的な変動があったのではなく、裏切りなどと非難される理由もないのである。清盛は地方豪族を統率したが、かれ自身は地方豪族ではなかったのである。

源頼朝についても同じことがいえる。頼朝は平治の乱に敗れ、伊豆に流され、伊豆で20年を過ごしたのち挙兵し、鎌倉に幕府を開いた。しかし、清和源氏の出身であるかれは、中央軍事貴族として京都に生まれ、育ったのである。かれは鎌倉に幕府を開いたが、かれを支持した武士の一部に見られたような東国孤立主義はとらず、京都の朝廷と対立するよりも、友好な関係の維持に努めた。桓武平氏や清和源氏のように地方武士を統率する武家の棟梁は、京都に住み、桓武天皇や清和天皇の子孫だという尊貴な血統を誇っていた。

ところが領主制論にも批判が加えられるようになった。軍事身分である武士と、在地領主とを安易に等置することには疑問が生まれ、最近では武士は貴族社会の一員であり、地方ではなく都で発生し、武芸という職能を持って、王権（朝廷）に奉仕するという見方が、有力となってきており、このような学説は職能論と呼ばれている。

12世紀はじめに書かれた『続本朝往生伝』に、一条天皇の時代（在位986-1011、藤原氏の全盛時代でもある）に人材が輩出したとし、種々の分野で優れた人物を挙げている。その分野は音楽家、歌人、画家、舞人から医学者、法学者、儒学者など約20に及んでいるが、その最後に武士があり、源満仲、平維衡らの名が挙げられている。満仲は頼朝の先祖であり、維衡は清盛の先祖である。これらを並べてみると、武士とは音楽や和歌と同様に、武芸によって朝廷に奉仕した人々だといえる。平安時代の中ごろから、中級、下級の貴族の家々では職能による分化が始まり、和歌の家や儒学の家が生まれた。その中に武芸の家があっても不思議ではないのであり、源氏、平氏は武芸を家業とする一族なのである。このように武士を武芸担当の下級貴族、中央軍事貴族と考えると、公家政治と武家政治とは連続したものとして捉えることができる。

ただ、領主制論と職能論とが対立しており、現在は職能論の方が優勢である、というような整理の仕方には、わたしは疑問を感じる。もともと職能論は、領主制論を主張してきた研究者が、自説が不十分であることに気づき、新しい角度から武士を見直そうとして言い出したのであって、わたしもその1人であった。職能論によって、領主制論の不備が補われたのは事実であるが、領主制論が否定し去られたとは思わない。両学説は、そのような排他的な関係にはないのである。平安時代という、400年に及ぶ長い時代を律令制の解体過程ととらえるか、封建制の形成過程として捉えるかで、解答は一致しにくい。武士の成立についても、古代から探っていくのと、中世から問うのとでは、齟齬が生じてくるのは当然である。それは主要な史料として、記録（日記）を用いるか、文書を用いるかによっても違ってくる。

領主制論の方は武士の階層を問題にし、ふつうそれを3つの階層（石母田の場合、豪族的領主層、地頭的領主層、田堵名主的地主層）に区分した。上層の武士と下層の武士との間には主従関係が結ばれ、主人は従者に土地などの御恩を与え、従者は主人に軍事的奉仕をはじめとする奉公を行うというのは、もっとも古典的な封建制の規定であり、領主制論はこれに忠実に構成されている。そして諸階層の中でも、もっとも典型的、或は基準的な武士はどれかを考え、鎌倉時代についていえば地頭であるとし、次にその地頭クラスの武士が、前代のどのような階層から出てきたかを追究していった。領主制論は、武士の成立を中世からさかのぼって考えたのである。

職能論は律令国家、それを受け継いだ貴族国家の体制の中からどうして武士が発生したのかを尋ねた理論であり、前述のように貴族社会における職能分化を主張した。棟梁クラスの上級武士の起源を問うのには、とくに有効であり、職能論に立てば、清盛や頼朝が地方武士の出身だなどという誤った考えは生まれにくい。しかし、武士を論じる場合、階層（*Hierarchie*, *Hierarchy*）の問題を無視することはできず、職能論ではこの点が十分に説明されているとはいえない。都の上層武士は、下層武士、地方武士を従者として編成していかなければならず、そう

しなければ有力な社会的勢力とはなりえないから、職能論においても、都の武士だけでなく、在地の問題を取り上げる必要がある。また武士の基盤は土地だけではないにしても、土地が重要であったことは事実であり、武士の在地領主としての側面を無視することはできず、武士の在地領主化を論じなければならない。要するに領主制論と職能論とは相容れないものではなく、相互に補完し合うべき関係にあるといえよう。

2. 中世国家論

日本の中世国家のあり方をどう考えるかについても、顕著な見解の対立がある。かつては古代的な貴族支配を封建的な在地領主が克服していくのが封建制の形成であるとして、古代的な公家政権（朝廷）と封建的な武家政権（鎌倉幕府）との対立を強調してきた。この考え方が領主制論であり、さらにさかのぼれば、墮落した公家政治に代わって、武家政治が登場したというのは、江戸時代以来の伝統的な理解でもあった。

これに対して黒田俊雄は権門体制論を主張し、従来の考えを批判した。黒田によれば、中世国家はそれまでいわれてきたように、幕府が代表するものではなく、(1) 天皇家・藤原摂関家をはじめとする公家、(2) 武家、(3) 延暦寺・興福寺をはじめとする大寺社などの諸権門が、公家は政治、武家は軍事・警察、寺社は宗教と言う風に、互いに機能を分担し、補完し合い、全体として人民を支配するのだという。権門とは荘園などを経済的基礎とし、家政機関と家政職員を持ち、多少とも私的武力を備えた門閥集団であり、天皇家も幕府も権門だとされる。旧説が公家と武家との対立を強調してきたのに対して、権門体制論は公家・武家・寺社の相互補完を主張し、「被支配人民の上に全体としておおいかぶさっていた国家権力機構」を考え、集権的な中世国家像を提示する（『日本中世の国家と宗教』、45頁）。黒田の主張が有意義であった事は確かである。鎌倉幕府＝中世国家のように考えてきた従来の考え方は誤りであり、公家と武家が対立するよりもむしろ補完しあって日本国を支配したのも事実である。

しかし「人民の上におおいかぶさる日本国」など果たして存在するのだろうか。人民は荘園領主（本所、領家）たる貴族・寺社、あるいは在地領主（下司、地頭）たる武士の支配下に置かれていたのであって、直接に日本国の支配など受けていない。そもそも中世は黒田の描いたように集権的な時代ではなく、むしろ権力が多元的に分裂した時代であった。ある意味では、荘園領主、在地領主の一つ一つの支配が、それぞれ小国家であったといえるのである。

このように、権力の分裂を主張する立場の中で、とくに有力なのは、鎌倉幕府を単なる軍事権門と見る権門体制論に対して、その東国支配を一つの国家と見る東国国家論ないし東国政権論である。この場合、鎌倉時代の日本は、日本国の中に東国国家がある複合国家だということになる。東国政権論の最初の主唱者である佐藤進一は、東国では或る本所（荘園の最上層の領主、上級貴族や大寺社）と他の本所との訴訟について、鎌倉幕府が裁判権を持っていたとし、そこでは幕府が本所同士の争いを裁きうるような高次の権力であると主張した。さらにそのような権限を幕府がいつ獲得したかを考え、1183年（寿永2）10月、頼朝が朝廷から東国支配権を与えられた結果であるとした。もっとも朝廷が頼朝の東国支配権を認めたのは、それに先立って頼朝が実力で東国を支配していたからであって、1180年（治承4）12月には、東国に

対する頼朝の軍事的制圧は達成されていた。

幕府が東国に対しては、とりわけ強い支配を行っていたことは事実である。幕府も荘園を所有していたが、幕府の基盤として重要なのは、荘園のような私的な所領よりも、むしろ東国に対する領域的支配であった。確かに東国でも貴族や寺社を上級領主とする荘園は存在した。しかし、かれらの争いを幕府は裁判することができたし、東国の荘園では、一般に荘官・地頭などの下級領主である武士が実質的に土地を支配し、上級領主である貴族や寺社に対して、租税の納入を請け負うだけの状態になっていた。東国の多くの国では、幕府関係者をはじめとする上級武士が、国司となったり、国司を任免できる知行国主となったりしていた。また政所など初期の幕府の機関は、有力貴族に倣った家政機関から出発しているが、幕府は決して將軍家（鎌倉殿）の家政だけを行ったのではなく、公権力としての政治を行っていたのである。

イデオロギー的な面を考えてみると、幕府の保護した寺社の中で最も高い位置を占めた鶴岡八幡宮は神仏習合によって、鶴岡八幡宮寺と呼ばれていたが、ここでは鎮護国家の祈禱が行われていた。幕府は御成敗式目と呼ばれる法典を編纂したが、それは8世紀はじめに編纂された日本国の法典である大宝律令に対して、東国の法典という意味を持っていた。日本における仏教の中心である東大寺大仏に対して、幕府は鎌倉大仏を作り、鶴岡八幡宮と並んで、東国の信仰の中心に位置付けた。幕府は『吾妻鏡』という幕府の歴史書を編纂したが、それは漢文、編年体で書かれていた。8世紀に日本国の歴史として天皇の命で編纂された『日本書紀』は、漢文、編年体で書かれており、それ以来、漢文、編年体は、国家権力が編纂した歴史書の条件であり、『吾妻鏡』はそれを受け継いでいる。このような歴史書は撰録家を含めて、いかなる権門も編纂したことはない。自らの法典を持ち、歴史を編纂し、鎮護国家の寺院をもつ鎌倉幕府は、超権門の性格を具えていたといわざるを得ない。以上述べたような諸点から見て、幕府の東国国家的性格は顕著であるといえる。

しかし、三河（愛知県東部）・遠江（静岡県西部）あたりを堺として、朝廷が支配する西国国家と、鎌倉幕府が支配する東国国家とが対等に並存していたわけではない。朝廷が任命した国司は西国だけでなく、東国にも置かれていた。一方、幕府が任命した守護や地頭は、東国だけでなく西国にも置かれていた。このように朝廷の支配と幕府の支配とは錯綜していたのである。頼朝は東国を實力で占拠していたにもかかわらず、さらに東国支配を朝廷から承認された。守護・地頭にしても、幕府は朝廷の勅許を得た上で設置しているのである。要するに、朝廷の承認なしには鎌倉幕府は成立し得なかったといえる。朝廷は西国だけでなく、全国を支配し、幕府は朝廷の下で一定の国家的機能を果たしていたのである。このあたりに権門体制論が有効な側面がある。

公家についていえば、王家（天皇家）は単なる権門ではない。王家は、普通院政の形をとっているが、院は権門の性格を持つ一方、諸貴族を従え、朝廷を構成して公家政治を行い、さらには幕府をも従えて、日本国を統治し、国政を行うという超権門の性格をも持っていたのである。

朝廷の日本国支配に包摂されて、国内国家として幕府の東国国家があった。朝廷の日本国支配の下で、幕府は一定の国家的機能、すなわち日本国の軍事・警察機能を果たしている。守

護・地頭はその軍事・警察機能を遂行するため、朝廷に設置を承認されたものであった。しかし1185年に守護・地頭が置かれた最初の目的は、弟の義経と対立した頼朝が、弟を捕らえることにあった。義経とその庇護者であった奥州藤原氏が滅亡した後、1190年（建久元）頼朝が朝廷によって正式に日本国の軍事警察権、すなわち諸国守護権を認められたのである。

このように考えると、鎌倉幕府は確かに一権門とは言い切れない超権門の性格、国家的性格をも帯びており、東国国家であるといえる。しかし、その反面、朝廷に従属し、諸国守護権を認められ、日本国の軍事・警察を担当する軍事権門であるという側面をも否定できず、幕府は二重の性格をもっていたことになる。武士について領主制論と職能論との補完の必要を説いたが、中世国家についても、東国国家論と権門体制論との二者択一でなく、総合が必要だと考える。

3. 日本中世の特質

平安時代の中ごろから武士が現れ、かれらが鎌倉幕府を作った。鎌倉時代になると、朝廷や貴族の勢力は残っていたにせよ、微々たるものだというのが伝統的な認識であった。権門体制論や武士職能論は、このような通説に対する批判として生まれ、多くの賛同を得た。これらの新しい学説は、当時の日本の実情に対する正確な認識が進んだ結果として生まれたのであり、また新学説によって疑問が解明される点が多かったために支持されたのである。

明治時代以来、日本に於ける封建制成立論は、江戸時代までの日本における見解を基礎とするとともに、ヨーロッパをモデルとして形成され、発展してきた。武士の成立から鎌倉幕府の成立に至る過程は、封建制の形成過程ともされ、ヨーロッパにおける封建制の成立と対比して考えられた。しかし、実証的な研究が進み、日本とヨーロッパとの違いが明らかになると、ヨーロッパモデルの学説には疑問がもたれるようになった。ゲルマン社会の封建制には、対決すべき先行権力がほとんど存在しなかったのに対して、日本で封建制が生まれる前提として、律令国家という強力で、集権的な国家権力が存在していた。律令国家は天皇と貴族による支配であったが、この支配は摂関政治・院政などと形態を変えながらも、なお強固に存立し続けた。そのため貴族権力から武士権力へと完全な形での権力の交代が行われたのではなく、両者が並存したのである。成長してきた武士、在地領主は、既存の権力と接触し、既存の権力との関係や、既存権力からの権限の獲得・移譲が常に問題となった。鎌倉幕府も東国支配権、諸国守護権などを既存の国家権力によって承認され、付与されねばならなかったのである。

もっともヨーロッパの封建制においても、既存の権力との関係に目は向けられている。ライシャワーは封建制がヨーロッパと日本にのみ存在するとし、その成立の要因として、第一に土地所有法や租税法のような強力な法令制度と、中央集権的な政府の概念であり、中世ヨーロッパはローマから、日本は唐からこれを学んだとする。第二に個人的関係と個人的忠誠心に基づいた社会制度であり、ヨーロッパではゲルマンの部族国家と戦士団、日本では氏制度に由来するとし、この二要素の適度の融合によって、ヨーロッパと日本でのみ封建制度が生まれたのだと述べている（『日本近代の新しい見方』）。すでに1920年（大正9）に朝河寛一は封建制度発達条件として「社会は多少中央集権的国家にして、同時に血族関係が社会の支配的繫帯な

る古代の生活方法の記憶を有せざるべからず」（「日本の封建制度に就いて」、『歴史地理』35-4）と記している。ライシャワーの理解が朝河にさかのぼるものであることがわかるが、それはいわば欧米学界共通の理解のようである。

封建制成立の前提として、中央集権的国家と血族関係とが挙げられており、当面は前者が問題であるが、なぜこの二つが封建制成立の条件であるのかという説明はなされていない。ライシャワーが日本の封建制について、日本の律令国家を飛び越えて、唐と結びつける理由も理解できない（拙稿「封建制と主従制」、『岩波講座日本通史』9所収参照）。ホールもフューダルの状況の前提条件の一つとして、「法的な基礎もしくは枠組を提供できる、先行の中央集権的国家の「亡霊」がなお存在していること」を挙げている（『日本の歴史』上、133頁）「先行の中央集権的国家」とは、いうまでもなくローマ帝国をさすが、注目されるのは、それが「亡霊」(ghost) であることである。ヨーロッパの封建制にとって、ローマは亡霊であったようだが、日本の封建制にとって、律令制は亡霊などでなく、十分に機能しながら、封建制の成立を規制しているのである。

日本の荘園では、領主が2種類ある。本所・領家などの荘園領主と、下司・地頭などの在地領主である。前者は貴族的、都市的であり、後者は武士的、地方的である。ヨーロッパの歴史を研究した人は、日本のような二重の領主の存在を奇異に感じるようである。日本の荘園領主のような存在はヨーロッパには見られないのであろう。二重の領主も既存の貴族支配と、新興の武士勢力との交渉の中で生まれた現象なのである。

4. 院政

上の1～3で述べた事柄と、ここで院政に触れることとの関係は、やや唐突に見えるかもしれない。院政を取り上げた1つの理由は、鎌倉幕府の成立後も、朝廷がなお強い権力を持ち続けていたことを説明するためである。いま1つの理由は、入門書ながら、J. ホールの『日本の歴史』にしても、11人の執筆者による『英語で読む日本史』（Japanese History: 11 Experts Reflect on the Past）にしても、院政に関する記述が極めて少なく、例えば前者では摂関政治に含まれる形でわずかに触れられているに過ぎず、これらの院政軽視に特別な意味があるのか疑われるほどに冷遇されているからである。ただ本稿でも、詳しく論じる余裕はなく、注意を喚起する程度にとどめる。

院政は上皇（退位した天皇）による政治とされるが、院政を行いうる上皇は、王家（天皇家）の家長であり、天皇の直系尊属、すなわち父、祖父などに限られており、これを治天の君という。院政は治天の君による政治である。形式的に最高の地位にある天皇と、実権者である治天の君とを並存させることによって、王家は政争に参加しながらも、天皇の安泰を保つことができたのであって、武家政権の成立期において、天皇制を維持していく上に院政は大きな役割を果たした。

院政は一般に平安後期のみの政治形態と考えられがちである。院政は1086年（応徳3）白河上皇によって始められたが、平安時代だけの政治形態ではなく、鎌倉幕府の成立後も存続し、鎌倉時代の終わり近い1321年（元亨元）後醍醐天皇によって廃止されるまで、2世紀半にわ

たり実際に機能していた。鎌倉時代のほぼ全体を通じて、朝廷では院政が行われていたのである。そして幕府の成立後も、朝廷は国家統治者の地位を保ち、幕府も朝廷による承認、権限付与によって、はじめて存立しえたのである。

幕府成立後、鎌倉時代の朝廷については、弱体と見て、無視、軽視する傾向が強かった。その結果、鎌倉時代史は日本の歴史というよりも、一権門ないし、地方政権に過ぎない鎌倉幕府の歴史になってしまった。しかし、朝廷と幕府とのこのような関係を考えると、従来のように、鎌倉幕府中心でなく、国家を統治する朝廷、すなわち院政を基軸とする鎌倉時代史を再構成することが必要である。

【Abstract】

Aristocratic and Military Rule in Medieval Japan

UWAYOKOTE Masataka

Kogakkan University

The view that the move away from rule by the nobility (aristocratic or civilian rule) to military rule (i.e. a feudal system ruled by the warrior class) in the latter half of the 12th century marked Japan's transition from antiquity to the middle ages is today prevalent, even outside Japan. Indeed, this view has been held in Japan since before the modern era, and was further reinforced in the 20th century through connection with theories of European feudalism. After WWII, in connection with socio-economic research on the manorial system and other historical aspects of the period, theories regarding provincial lords came to the fore which ascribed the formation of a feudal society to emergence of the warrior class, or provincial lords (provincial landowners), over aristocratic control. The idea may be expressed a bit differently, but in terms of recognition of the facts, there is no difference with the pre-war view. Accordingly, the historical view of this period has been characterized by the growth of the warrior class and the establishment of the Kamakura *bakufu*.

However, serious doubts about this view have cropped up as regards (1) the growth of the warrior class and (2) theories of the medieval state. About this two points, I will take a look at here. After that, I will examine (3) the nature of the Japanese middle ages at the background of these arguments, and finally (4) cloister government (*insei*), through which the nobility continued to rule, even in the age of military rule.

(1) The Growth of the Warrior Class

The common view today equates warriors and provincial lords, on the basis of the belief that the provincial lords, which dealt with the management of provincial lands, either owning the property as manorial lords-in-residence or having control over state-owned lands as government functionaries, were the origin of the warrior class. This is known as the (a) *ryōshusei-ron*, or, roughly, the lords theory or theory of provincial origins. In contrast to this is a view which doubts the facile equation of warriors, whose origins are military, with the provincial lords, believing that the warriors appeared in the capital as members of aristocracy, whose skills in the military arts allowed them to serve the emperor (court). This view is known as the (b) *shokunō-ron*, or, roughly, the skills theory or theory of courtly origins.

It cannot categorically be said of these two opposing theories that the latter has gained the upper

hand. While the success of the theory of courtly origins in explaining certain problems with the theory of provincial origins, it too is not free of problems. The basic standpoint of the theory of provincial origins is to determine exactly what stratum of antique society, the estate stewards (a typical example of the medieval lord) came from. The theory of courtly origins, on the other hand, looks at how the warrior class arose from the earlier *ritsuryo* or aristocratic systems. It is natural that approaching the emergence of the warrior class by looking at antiquity or by looking at the middle ages would result in a certain amount of disparity. The theory of courtly origins is more effective when examining the origins of warriors in the upper classes, but is lacking when looking at the hierarchy within the warrior class. The theory of courtly origins must turn its attention away from the capital and look at the provincial aspects of the warriors, including how the warriors became provincial lords.

(2) The Medieval State

Traditional historiography of this period emphasizes the opposition of the aristocracy and the warrior class, ascribing the establishment of a feudal system in Japan to the emergence of the feudal provincial lords over the aristocratic control of antiquity. However, according to (a) theories of the division of power (*kenmon-taisei-ron*), the medieval state is divided into the nobility (charges political power), the warrior class (charges military power and law enforcement), and the power of temples (charges religion), which, rather than acting in opposition to each other, actually cooperate, dividing authority among themselves and working in a complementary fashion to control the people and thereby creating the necessary stability for the state to exist. There are several positions which emphasize the decentralized nature of authority in the medieval Japanese state in contrast to the central model proposed by adherents of the theory outlined above, the main being is (b) the theory of the eastern state (*Tōgokukokka-ron*), which views the Kamakura *bakufu* as not merely the military wing of a centralized power, but rather as a state—a separate country—which would make the Kamakura Era Japan not one country.

It is true that an examination of the Kamakura *bakufu* does reveal it to be more than simply one division of power, with a state-like nature. At the same time, it nonetheless submitted itself to the court and was recognized by the court as the protector of the country, viz. the authority to exercise military power and law enforcement over Japanese nation. Again, it is not a question of one or the other—*independent state or not*—as the problem requires a more comprehensive approach.

(3) Medieval Japan

The emergence of theories of the courtly origins of the warrior class and the division of power which critique the traditional theories of the provincial origins of the warrior class is the result of an increasingly accurate knowledge of ancient and medieval Japan. Theories on the formation of

feudal societies developed along European models have become more and more difficult to defend as empirical research develops and the resultant disparity with European models becomes more obvious. In Germanic society there was no existing power for the new feudal system to oppose, while in Japan there was, namely the extremely powerful *ritsuryō* system, which not only did not die out but metamorphosed into a system of aristocratic control and continued to wield a great deal of power. Even if a new warrior class emerged, it had to deal constantly with the existing authority and vie with it for predominance. It is for this reason that we see a particularly Japanese phenomenon in the coexistence of aristocratic manorial lords (the owner of the manor) and warrior lords (the administrative managers and estate stewards). Still, decentralized aspects were also present, which is why theories on the provincial origins of the warrior class and of the Kamakura *bakufu* as an independent state cannot be dismissed out of hand.

(4) Cloister Government

Cloister government was started in 1086 by Emperor Shirakawa after he abdicated the throne and abolished in 1321 by Emperor Go-Daigo. Its functional existence as a form of rule lasted two and a half centuries, yet it has not received the attention it merits. Cloister government is rule by the regent (*chiten-no-kimi*). The regent is not only an abdicated emperor, but the head of the ruling house (imperial household) and the lineal ascendant of the emperor. The coexistence of the emperor, who was the formal head of government, and the regent, who was the actual holder of power, allowed the ruling house to remain stable while engaging in—political strives. The court did not lose its status as the ruler of the state even after the emergence of the Heike clan and the establishment of the Kamakura *bakufu*—indeed, the *bakufu* owed its continued existence in part to the court's acknowledgement of its existence and granting of power. During almost the entirety of the Kamakura Period, the court was ruled through cloister government. Traditionally, however, there has been a tendency to ignore or dismiss the imperial court (noble rule), turning the history of Japan during the Kamakura Period into a history of the Kamakura *bakufu*, which was in essence nothing more than one part of a larger power structure, if not a provincial power unto itself. It is therefore necessary to reassert the history of the Kamakura Period, restoring the court, which was the seat of rule, to its central position.